

## 国民健康保険の保険証を利用される方へ

### 第三者行為でケガや病気をした場合は、 「第三者行為による傷病届」の提出が 義務づけられています。

(国民健康保険法施行規則第32条の6)

第三者によるけがや病気で、国民健康保険の保険証を使って治療を受けたときには、第三者行為による傷病届の提出が必要です。

第三者行為により治療を受けた場合、その治療費は、本来、加害者が負担しなければならないものです。第三者行為による傷病届の届出がされない場合、国保から加害者へ請求ができないため、治療費を国保が負担することとなり、国保加入者の保険税の負担増加にも繋がってしまいます。

#### 第三者行為とは…

##### 交通事故(バイクや自転車、 歩行中の事故を含む)



##### 他人の飼い犬(動物等)に かまれたとき



##### けんか等の傷害事件に 巻き込まれたとき



##### 購入食品や飲食店等での 食中毒



以下のような場合は、国保は使えません。

- ・勤務中又は通勤中の事故(労災保険の適用)
- ・自らの不法行為(飲酒運転や無免許運転等)による事故
- ・既に加害者と示談を済ませてしまったとき

**詳しくは、下記問合せ先にご連絡をお願いします!!**

<問い合わせ先> 肝付町 健康増進課 健康保険係 TEL: 0994(65)8412